

令和4年度 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 実施要項

1. 目的 地域、スポーツ施設、団体および学校等において、障害者スポーツの普及・指導の核となる障害者スポーツ指導員の養成を行い、障害者スポーツの振興を図ることを目的とする。
2. 主催 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会
3. 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会
4. 実施日 ① 講習 令和4年7月16日(土)、7月17日(日)、7月18日(祝・月)
② 実習 「障害者との交流」
全日程の受講に加え、以下のスペシャルスポーツの広場に係員として、1回の参加が必要になります。
令和4年8月6日(土)～12月3日(土)までのスペシャルスポーツの広場(10:00～12:00)
 - ・ 長浜伊香ツインアリーナ : ① 8/6、② 9/10
 - ・ 栗東市民体育館 : ③ 9/24
 - ・ 高島市立新旭体育館 : ④ 11/5
 - ・ 東近江市総合運動公園布引体育館 : ⑤ 12/3
5. 講習会場 滋賀県立障害者福祉センター
(草津市笠山八丁目5-130 電話077-564-7327)
6. 受講資格 滋賀県内に在住、在勤、在学の18才以上(令和4年4月1日現在)の者で、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の発展・振興に意欲を持つ者。なお修了者については、「公益財団法人日本パラスポーツ協会初級障がい者スポーツ指導員」および「滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー」の両方に登録し、障害者スポーツイベント等に協力が可能な者。
7. 定員 30名 (定員を超える場合は抽選とする)
8. 受講料 無料
※但し公益財団法人日本パラスポーツ協会初級障がい者スポーツ指導員の申請登録費(9,300円)と、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会パラスポーツパートナー登録費(登録料1,000円)の合計10,300円を最終日に徴収する。

(裏面に続く)

9. 申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、令和4年6月17日（金）までに、下記まで郵送または、FAXすること。
※FAXの場合は送信後、必ず着信の確認をすること。

申込先 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20 農業教育情報センター内
(一社) 滋賀県障害者スポーツ協会事務局 (担当 佐々木)
TEL 077-522-6000 FAX 077-521-8118

10. 講習内容 別添「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会 日程」による

11. その他
- ① 全課程修了者に修了証を授与する。
 - ② 修了には3日間全講義の受講と、2時間の実習「障害者との交流」が必要となる。
(1講義でも遅刻・欠席した場合は修了できない)
 - ③ 昼食、筆記用具を持参すること。
※実技実施日は、トレーニングウェア・体育館シューズ等も必ず持参すること。
 - ④ 参加者には、傷害保険を主催者において一括加入いたします。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。